

平成30年鞍手町議会第10回定例会会議録（第4号）						
平成30年12月18日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成30年12月18日 午後1時00分			田中二三輝		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成30年12月18日 午後1時30分			田中二三輝		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	野口美恵子	出欠	11	久保田正之	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	熊井照明	出欠			
	7	田中二三輝	出欠			
	8	西藤典子	出欠			
	9	鯨坂省治	出欠			
10	栗田幸則	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	6	熊井照明		8	西藤典子	

職 務	議会議務 局長	渡辺智文	出欠	議会議務 局次長	長浦良	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	藤原光徳	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	梶栗恭輔	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
	保険健康 課長	芝野英和	出欠			
					うつのみ	
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成30年第10回鞍手町議会定例会議事日程

12月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第89号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第91号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第92号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第93号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第94号 平成30年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第95号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の
課税免除の額の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第96号 財産の取得
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第97号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第98号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 意見書第3号「主要農作物種子法」にかわる新たな法律の制定を求める意見書
- 日程第13 意見書第4号「主要農作物種子法」にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書
- 日程第14 陳情第3号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める
意見書採択についての陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 陳情第4号 国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の
提出を求める陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 陳情第5号 2019年10月消費税増税中止を求める意見書提出の陳情
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 閉会中の継続事件

平成30年12月18日（第4日）

開議 13時00分

○議長 田中二三輝君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第88号及び日程第2 議案第90号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例。

議案第90号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例。

本委員会は12月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 田中二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第90号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第88号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第88号 鞍手町中小企業振興基本条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第 88 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第 90 号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第 3 議案第 89 号から日程第 11 議案第 98 号までの 9 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
熊井総務文教委員長。

○ 6 番 熊井 照明君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 89 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 91 号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 92 号 平成 30 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 5 号)。

議案第 93 号 平成 30 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 94 号 平成 30 年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第 1 号)。

議案第 95 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 30 年度固定資産税の課税免除の額の変更。

議案第 96 号 財産の取得。

議案第 97 号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更。

議案第 98 号 平成 30 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 6 号)。

本委員会は、12 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

尚、議案第 96 号について付帯意見を付することとします。

付帯意見。

議案として上程するにあたっては、関係法令等に照らし合わせるとともに関係部所と綿密に調整を図り、手続きが前後することなく提案すること。

また、取得する財産 (不動産) については、適切な管理保全に努めること。

さらに、所在確認不能地については、町が責任をもって住民に負担をかけることなく早急に処理すること。以上。

○ 議長 田中二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 89 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第93号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第94号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第95号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第96号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第98号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第89号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第91号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第93号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第94号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第95号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号について討論はありませんか。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

議案第96号 財産の取得について、反対の立場から討論いたします。

今回の財産の取得は、鞍手町大字小牧西牟田1947番1 外73筆総面積38,967.10㎡で、取得価格3,995万379円となっています。

この金額は三菱マテリアル株式会社が鉾害賠償金として鞍手町に支払いするもので、金銭の授受は行わないものとするがあります。

この取得価格の対象となっている土地は74筆の内の27筆、1万5,890.13㎡あります。他の47筆、2万3,076.97㎡については、土地そのものの存在が確認できない土地であり、農業委員会としても非農地として確認ができないし、農家台帳にも存在しないとされていると報告がっております。

町はこの不存在と思われる47筆の登記を鞍手町の名義に変更し、調査を行って滅失登記を行うと答弁をされています。

そもそも、滅失登記は土地の所有者が自らの責任において行うものであると考えております。以前は、所有者からの申し出で滅失登記はできておりましたが、現在は土地の滅失登記は非常に難しくなっていることは理解しております。地積調査を行い不存在と認められれば、所有者の承諾を得て登記簿を抹消するという手続きをとることになると思います。

土地の滅失登記の手続きが非常に難しくなっており、法務局の許可が下りないから鞍手町に名義変更して手続きをとるということに対し、大いに疑義を感じる「財産の取得」であると考えます。

最後になりますが、日本の最上位の法律には、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と記していることを申し述べて、反対討論といたします。

○議長 田中二三輝君

外に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第97号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 9 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 1 号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 2 号 平成 3 0 年度鞍手町一般会計補正予算(第 5 号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 3 号 平成 3 0 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 4 号 平成 3 0 年度鞍手町水道事業会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 9 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 5 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 3 0 年度固定資産税の課税免除の額の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成30年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12 意見書第3号及び日程第13 意見書第4号の2件を一括して議題とします。

提出者を代表して6番議員 熊井照明君に趣旨説明をお願いします。

熊井照明君。

○6番 熊井 照明君

意見書第3号及び意見書第4号を提案いたします。

意見書第3号 「主要農作物種子法」にかわる新たな法律の制定を求める意見書。

意見書第4号 「主要農作物種子法」にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書。

別紙 意見書案を提出する。

平成30年12月18日提出。

提出者 鞍手町議会議員 熊井照明。

同じく 須藤敏夫。

提案理由

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 田中二三輝君

お諮りします。

意見書第3号及び意見書第4号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第3号及び意見書第4号は質疑討論を省略します。
これから採決を行います。

意見書第3号 「主要農作物種子法」にかわる新たな法律の制定を求める意見書を裁決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号 「主要農作物種子法」にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 陳情第3号及び日程第10 陳情第4号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第3号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情。

陳情第4号 国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情。

本委員会は、12月5日に付託された上記の陳情を審査の結果、いずれも採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 田中二三輝君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第3号は採択されました。

次に、陳情第4号 国に対して「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって陳情第4号は採択されました。

次に、日程第16 陳情第5号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

熊井総務文教委員長。

○6番 熊井 照明君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第5号 2019年10月消費税増税中止を求める意見書提出の陳情。

本、委員会は12月5日に付託された上記の陳情を審査の結果不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 田中二三輝君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について、討論はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情について、賛成の立場で討論いたします。

来年10月の消費税増税が実施されれば、1世帯平均8万円の増税となります。しかしながら実質賃金はいま下がっています。

また、インボイス方式で免税業者は課税業者との取引が出来なくなります。取引をしようとすれば、現在売上が1,000万円以下で免税業者であっても課税業者になる必要があります。

更には、複数税率で消費者も混乱し、業者も大変な事務作業を余儀なくされ、それを理由に廃業する業者が多数に登ると予想されます。

政府は、景気悪化を恐れて住宅減税やポイント制などを導入しようとしていますが、弱い者いじめの消費税を増税しても景気悪化の歯止めにはなりません。消費税増税中止こそが最大の景気対策だということを述べて賛成討論といたします。以上です。

○議長 田中二三輝君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」同数)

以上のとおり採決の結果、採択、不採択が同数です。

よって地方自治法第116条 第1項の規定によって議長が本案に対して採決します。

陳情第5号 2019年10月の消費税増税中止を求める意見書提出の陳情については、議長は採択と決定いたします。

次に進みます。

日程第17 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査すること決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第10回定例会を閉会いたします。

閉会 13時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 田 中 二 三 輝

議員 熊 井 照 明

議員 西 藤 典 子